

**TRADEMARK ASSIGNMENT**

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT		
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF NAME		
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>			
<b>Name</b>	<b>Formerly</b>	<b>Execution Date</b>	<b>Entity Type</b>
Nissin Shokuhin Kabushiki Kaisha		10/01/2008	Kabushiki Kaisha: JAPAN
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>			
<b>Name:</b>	Nissin Foods Holdings Co., Ltd.		
<b>Street Address:</b>	1-1, 4-Chome, Nishinakajima, Yodogawa-Ku		
<b>City:</b>	Osaka		
<b>State/Country:</b>	JAPAN		
<b>Entity Type:</b>	LIMITED LIABILITY COMPANY: JAPAN		
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 1</b>			
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>	<b>Word Mark</b>	
<b>Serial Number:</b>	77559300	NISSIN BOWL NOODLES	
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>			
<b>Fax Number:</b>	(503)459-4142		
	<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>		
<b>Phone:</b>	503-459-4141		
<b>Email:</b>	harnett@ahmrt.com, alleman@ahmrt.com, bridges@ahmrt.com, gladwin@ahmrt.com, kinnee@ahmrt.com		
<b>Correspondent Name:</b>	Mark D. Alleman		
<b>Address Line 1:</b>	806 SW Broadway		
<b>Address Line 2:</b>	Suite 600		
<b>Address Line 4:</b>	Portland, OREGON 97205		
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	ACO08427		
<b>DOMESTIC REPRESENTATIVE</b>			
<b>Name:</b>			
<b>Address Line 1:</b>			
<b>Address Line 2:</b>			

**CH \$40.00 77559300**

**900143223**

**TRADEMARK  
 REEL: 004061 FRAME: 0721**

Address Line 3:

Address Line 4:

NAME OF SUBMITTER:

Mark D. Alleman

Signature:

/Mark D. Alleman/

Date:

09/15/2009

**Total Attachments: 14**

source=Company Register, 9-8-2009#page1.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page2.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page3.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page4.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page5.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page6.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page7.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page8.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page9.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page10.tif

source=Company Register, 9-8-2009#page11.tif

source=English translation of Name Change, 10-01-2008#page1.tif

source=English translation of Name Change, 10-01-2008#page2.tif

source=English translation of Name Change, 10-01-2008#page3.tif

(EXTRACTIVE TRANSLATION OF COMPANY REGISTER)

COMPANY NAME: NISSIN SHOKUJIN KABUSHIKI KAISHA Changed  
on October 1, 2008 to:-  
NISSIN FOODS HOLDINGS CO., LTD.  
recorded on October 1, 2008

ADDRESS AND

HEAD OFFICE: 1-1, 4-Chome, Nishinakajima, Yodogawa-Ku, Osaka

ESTABLISHED ON: September 4, 1948

PURPOSES OF

BUSINESS:

1. Manufacturing, processing and selling foodstuffs, beverage, seasoning, flavor food products and food and selling alcohol
2. Producing, processing and selling agricultural and livestock, forestry and marine products
3. Manufacturing and selling food-packages
4. Researching and developing of recycling food-package and beverage-packages, or the like and manufacturing and selling apparatus therefor
5. Researching, studying and developing to establish various technologies and health and safety in food industries and sales of achievement of the development and conducting entrusted evaluation of research, study and analysis
6. Manufacturing and selling industrial chemicals, pharmaceutical, veterinary drugs, non-medical chemicals, cosmetics, food additives, agricultural chemicals, feed and fertilizers
7. Manufacturing and selling medical apparatus and instruments, dental apparatus and instruments, veterinary apparatus and instruments, medical materials and dental materials

8. Managing general trucking business, special trucking business, light trucking business, cargo services, packaging services, clearance services and warehouse services
9. Managing tour business under tour agent regulations and travel agencies
10. Managing real estate business and leisure industry
11. Managing golf courses and other facilities relating thereto
12. Managing theaters and halls and projecting, planning and producing various events and entertainment
13. Managing restaurants
14. Managing advertising business
15. Dealing, holding and managing stocks and bonds
16. Managing financial business
17. Publishing and distributing newspapers, magazines and books
18. Trading, renting and leasing food processing machines and equipment and apparatus, air conditioning machines and equipment (heating and cooling equipment and apparatus, ventilators, etc.), lifting apparatus (elevators, escalators, etc.), freezers, cookery apparatus, show cases, office use machines and apparatus, domestic use electric machines and apparatus, precision machines and apparatus (microscopes, measuring scales, etc.), vending machines, transportation machines and apparatus (automobiles, aircraft, etc.), communication apparatus (mobile phone, fax, etc.), toys(doll, game-board, etc.), stationery (ball point pen, note, etc.), daily use goods (apparel, furniture, etc.), cooking apparatus, household goods (chinaware, lunch box), cigarette, jewelry and art crafts
19. Developing, obtaining and utilizing intangible property, such as industrial property rights, copyrights,

- know-how, system-engineering and other software
20. Supplying information on food industry
  21. Supplying, selling and assisting information on medical treatment
  22. Projecting, designing, administrating, contracting and consulting construction
  23. Managing convenience stores and superstores
  24. Managing nonlife insurance, automobile physical damage insurance and life insurance services
  25. Services for temporary keeping of goods
  26. Supplying frozen industry and refrigeration industry of food
  27. Labor dispatch service
  28. Managing any other business relating to the above-items

Page 3-10 was abbreviated.

I certify that the present document is a certified copy of Company Register.

Certified on: September 8, 2009

Kazuhiro SUZUKI  
Registrar of  
Shinjuku Branch of Tokyo Legal Affairs Bureau  
(Seal)

現在事項全部証明書

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号  
 日清食品ホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-057574

商号	日清食品株式会社	
	日清食品ホールディングス株式会社	平成20年10月 1日変更
		平成20年10月 1日登記
本店	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号	
公告をする方法	電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.nissinfood-s-holdings.co.jp/koukou/">http://www.nissinfood-s-holdings.co.jp/koukou/</a> 当社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成20年11月 5日変更
		平成20年11月18日登記
会社成立の年月日	昭和23年9月4日	
目的	1. 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) 食料品、飲料水、調味料、嗜好品、食糧類の製造加工及び販売並びに酒類の販売 (2) 農畜産物、林産物及び水産物の生産、加工及び販売 (3) 食品包装容器の製造販売 (4) 食品包装容器、飲料水容器等のリサイクルに関する研究開発及び装置の製造販売 (5) 食品産業の諸技術、安全衛生の確保及び品質確保に関する調査、研究及び開発の成果の販売並びに調査、研究及び分析評価の受託業務 (6) 工業薬品、医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、化粧品、食品添加物、農薬、飼料及び肥料の製造販売 (7) 医科用機械器具、歯科用機械器具、動物用医療機械器具、医療材料及び歯科材料の製造販売 (8) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、貨物利用運送業、梱包業、通関業及び倉庫業 (9) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業 (10) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理に関する業務 (11) ゴルフ場その他レジャー産業及びそれに関連する諸施設の経営 (12) 劇場及びホールの経営並びに各種イベント及び催し物に関する企画、立案及び実施の業務 (13) 食堂の経営 (14) 広告宣伝事業に関する業務 (15) 有価証券の売買、保有及び運用の業務 (16) 金融業 (17) 新聞、雑誌及び書籍の出版及び販売に関する業務	

	(18) 食品加工機械設備、空調設備機器(冷暖房設備機器、換気扇等)、昇降装置(エレベーター、エスカレーター等)、冷凍庫、厨房機器、ショーケース、事務機械器具、家庭用電気機械器具、精密機械器具(顕微鏡、度量衡器等)、自動販売機、輸送用機械器具(自動車、航空機等)、通信機器(携帯電話、ファクシミリ等)、玩具(人形、ゲーム盤等)、事務用品(ボールペン、ノート等)、日用品雑貨(衣料品、家具等)、調理器具、什器(瀬戸物、弁当箱等)、煙草、宝石及び美術工芸品の売買、レンタル及びリースの業務 (19) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング、その他ソフトウェアの開発、販売、取得及び利用の業務 (20) 食品に関する情報提供サービス業務 (21) 医療情報の提供、販売、斡旋 (22) 建設工事の企画、設計、監理、請負及びコンサルタントの業務 (23) コンビニエンス・ストア及びスーパー・ストアの経営 (24) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険媒介業 (25) 物品一時預り業 (26) 食品の冷凍業及び冷蔵業 (27) 労働者派遣業 (28) 前各号に付帯関連する一切の事業 2. グループ会社に対する経営コンサルティング業並びに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡の業務並びにこれらに付帯関連する一切の事業 平成20年10月16日更正	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	5億株	平成17年6月29日変更 平成17年7月13日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億2746万3685株	
資本金の額	金251億2271万8774円	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 大阪市北区曾根崎二丁目11番16号 みずほ信託銀行株式会社 大阪支店証券代行部 平成15年3月12日変更	平成15年3月12日登記
役員に関する事項	取締役 安藤 宏基	平成21年6月26日重任 平成21年7月10日登記
	取締役 中川 晋	平成21年6月26日重任 平成21年7月10日登記

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号  
 日清食品ホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-057574

取締役	松尾昭英	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役	成戸隆之	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役	松村泰治	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役	笹原研	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役	柳田隆久	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役	鉄林修	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役 (社外取締役)	小島順彦	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役 (社外取締役)	小林栄三	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役	安藤徳隆	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役	横越隆史	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役	山田敏広	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
取締役	田中充	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記
東京都世田谷区深沢一丁目29番13号 代表取締役	安藤宏基	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月10日登記



	千葉県柏市十余二254番地627 代表取締役 中川晋	平成21年 6月26日重任 平成21年 7月10日登記
	監査役 堀之内徹 (社外監査役)	平成19年 6月28日重任 平成19年 7月12日登記
	監査役 高野裕士 (社外監査役)	平成20年 6月27日重任 平成20年 7月11日登記
	監査役 牧園俊作	平成19年 6月28日就任 平成19年 7月12日登記
	監査役 金森一雄 (社外監査役)	平成21年 6月26日就任 平成21年 7月10日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成21年 6月26日就任 平成21年 7月10日登記
		平成21年 7月 1日監査法人トーマツの名称変更
		平成21年 7月10日登記
	社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月14日登記
	支店	1 東京都新宿区新宿六丁目28番1号
新株予約権	第2回新株予約権 新株予約権の数 743個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 74,300株 新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社の普通株式100株とする。 なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式（普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算定した比率とする。）により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り	

捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個と引換えに払い込む金額（以下「払込金額」という。）は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、払込金額の払込みの方法は、当社が、当該払込金額に付与される新株予約権の個数を乗じた額に相当する額の金銭報酬を新株予約権者となる当社の取締役に対して支払う債務を負担した上で、新株予約権を付与される当該取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する上記金銭報酬債権をもって相殺する方法とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + (r - q + \frac{\sigma^2}{2})T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（C）
- ② 株価（S）：2009年6月26日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（X）：（募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額：1円）
- ④ 予想残存期間（T）：13.159年
- ⑤ 株価変動性（σ）：13.159年（1996年4月29日から2009年6月26日まで）の各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金）÷上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2009年6月27日から2049年6月26日まで

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権者が競合他社（当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。）の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
- ③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④新株予約権者が（i）重大な法令に違反した場合、（ii）当社の定款に違反した場合又は（iii）取締役を解任された場合には行使できないものとする。
- ⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする（新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする）。
- ⑥新株予約権者が死亡した場合、①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成21年 6月26日発行

平成21年 7月10日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

3,155個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 3,155株

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社の普通株式1株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式（普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算定した比率とする。）により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金

の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整する。  
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個と引換えに払い込む金額（以下「払込金額」という。）は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、払込金額の払込みの方法は、当社が、当該払込金額に付与される新株予約権の個数を乗じた額に相当する額の金銭報酬を新株予約権者となる当社の執行役員及び従業員に対して支払う債務を負担した上で、新株予約権を付与される当該執行役員及び従業員が払込金額の払込みに代えて、当社に対する上記金銭報酬債権をもって相殺する方法とする。

$$C = S e^{-qt} N(d) - X e^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{t})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（C）
- ② 株価（S）：2009年6月26日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（X）：（募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額：1円）
- ④ 予想残存期間（T）：4.867年
- ⑤ 株価変動性（σ）：4.867年間（2004年8月14日から2009年6月26日まで）の各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金）÷上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2009年6月27日から2049年6月26日まで

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が競合他社（当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を

行う会社をいう。)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。

③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

④新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社又は子会社の定款に違反した場合又は(iii)解任若しくは懲戒解雇された場合には行使できないものとする。

⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。

⑥新株予約権者が死亡した場合、①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成21年 6月26日発行

平成21年 7月10日登記

#### 第4回新株予約権

新株予約権の数

10,552個

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月14日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10,552株

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社の普通株式1株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算定した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数

は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整する。

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月14日登記  
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
 新株予約権1個と引換えに払い込む金額（以下「払込金額」という。）は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、払込金額の払込みの方法は、子会社が、当該払込金額に付与される新株予約権の個数を乗じた額に相当する額の金銭報酬を新株予約権者となる子会社の取締役に対して支払う債務を負担し、当社が子会社から当該金銭報酬支払債務を引き受けることとした上で、新株予約権を付与される子会社の取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する上記金銭報酬債権をもって相殺する方法とする。

$$C = S e^{-qt} N(d) - X e^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{t})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 2009年6月26日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : (募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額: 1円)
- ④ 予想残存期間 (T) : 4.867年
- ⑤ 株価変動性 ( $\sigma$ ) : 4.867年 (2004年8月14日から2009年6月26日まで) の各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金)  $\div$  上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N( $\cdot$ ))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額 (以下「行使価額」という。) を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2009年6月27日から2049年6月26日まで

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が競合他社 (当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。) の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使で

	<p>きないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。</p> <p>③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。</p> <p>④新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社又は子会社の定款に違反した場合又は(iii)解任若しくは懲戒解雇された場合には行使できないものとする。</p> <p>⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。</p> <p>⑥新株予約権者が死亡した場合、①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。</p>	<p>平成21年 6月26日発行</p> <p>平成21年 7月10日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月10日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月10日登記</p>
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社</p>	<p>平成18年 7月14日登記</p>
<p>会計監査人設置会社に関する事項</p>	<p>会計監査人設置会社</p>	<p>平成18年 7月14日登記</p>

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号  
日清食品ホールディングス株式会社  
会社法人等番号 1200-01-057574

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(大阪法務局管轄)

平成21年 9月 8日

東京法務局新宿出張所  
登記官

鈴木 一 博



整理番号 二870325

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

TRADEMARK

11/11

RECORDED: 09/15/2009

REEL: 004061 FRAME: 0736